

児玉郡市広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児玉郡市広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年児玉郡市広域市町村圏組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条に規定する指定管理者の公募については、組合事務所前掲示場へ掲示及び組合市町の広報紙へ掲載するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める申請書は、児玉郡市広域市町村圏組合公の施設の管理に関する指定申請書（様式第1号）とする。

(指定管理者の指定等)

第4条 管理者は、条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、指定した者に対して児玉郡市広域市町村圏組合公の施設の指定管理者指定通知書（様式第2号）により、指定しなかったときは、指定しなかった者に対して児玉郡市広域市町村圏組合公の施設の指定管理者不指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 管理者と指定した者は、当該公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

(事業報告書)

第5条 条例第5条の規定による事業報告書は、児玉郡市広域市町村圏組合公の施設の管理に関する事業報告書（様式第4号）によるものとする。

(指定管理者選定委員会)

第6条 条例第11条に規定する児玉郡市広域市町村圏組合公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次に定める事項を所掌する。

(1) 指定管理者の候補者の選定に関する事項

(2) その他指定管理者の選定に関し、管理者が必要と認める事項

2 選定委員会の組織は、次のとおりとする。

(1) 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、事務局長とし、副委員長は、委員長が指名する者とする。

(2) 委員長は、会務を掌理し、選定委員会を代表する。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 選定委員会の会議は、次によるものとする。

(1) 選定委員会の会議は、委員長が招集し、議会の議長となる。

(2) 選定委員会は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

(3) 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(4) 委員長は、審議について必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(5) 選定委員会の会議は、公開しない。

4 選定委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月28日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月4日規則第15号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。